

## 市川市子ども・子育て支援事業計画基本理念等に関する意見調査票

別紙参考資料をもとに、次世代育成支援行動計画における

・基本理念　　・基本方針　　・基本目標　　・施策の方向

について、修正・追加・削除など、ご意見がございましたら提出してください。

## ■全般的な意見

--

## ■個別意見

修正項目（例：基本理念）	修正意見

## ■備考

- 提出は任意です。
- 提出された意見については、次回市川市子ども・子育て会議にて簡単にご説明いただきます。
- 次回市川市子ども・子育て会議時にいただいた意見に基づき修正・整理したものを提示します。

## 【提出先】

市川市 こども部 子育て支援課 正木  
FAX：047-336-8098

## 【提出締切】

平成 25 年 7 月 31 日（水）

国の子ども・子育て会議において議論されている  
「子ども・子育て支援の意義」  
(6月21日配布資料より抜粋)

○はじめに

●子ども・子育て支援法は、「急速な少子化の進行や、家庭・地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現」することを目的としたもの。子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援は、この目的の実現に資する観点から行われるべき。

●したがって、子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に置き、「子どもの視点」に立って、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとするべき。

●また、子ども・子育て支援法は、障害、疾病、虐待、貧困その他の状況により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育て家庭を対象とするもの。住み慣れた地域において、すべての子どもに対し、可能な限り、この法律に基づく給付その他の支援を講じるとともに、関連する諸制度との連携を含め、必要な場合には、こうした子どもの保護及び援助の措置を講じ、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。

●子どもは、社会の希望、未来をつくる力。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子ども一人ひとりや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な「未来への投資」であり、社会全体で取り組むべき最重要課題のひとつ。

●しかるに、(後述のように)子どもの育ちや子育てを巡る厳しい現実から結婚や出産に関する希望の実現をあきらめたり、子育て中の保護者も悩みや不安を抱えながら子育てしている状況。また、親自身も、周囲の様々な支援も受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、そうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要。

●したがって、行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、

学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員、国民一人ひとりが、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、それぞれが協働しながら、各々の役割を果たすことが必要。そうした取り組みを通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望がかなえられるとともに、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない。

## ○子どもの育ち・子育てを巡る環境

●核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てへの助言、支援や協力を得ることが困難な状況。また、現在の親世代は、自らの兄弟姉妹の数も減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験の乏しいまま親になる保護者が増加しているなど、子育てを巡る家庭や地域の状況が変化。

●経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けるとともに、非正規雇用割合も高まっている。「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立が難しい」という理由で出産を機に、仕事を退職した女性も少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況。また、女性の活力による経済社会の活性化の視点からも、子育てと仕事との両立を希望する者を支援する環境の整備が求められている。一方で、都市部を中心に、依然として待機児童が存在している状況。

●また、長時間労働は、全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある30～40代男性については、依然として、長時間労働の割合は高い水準。父親の子育て参画の意識、意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっている。他方で、夫の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合が高い。父親が育児に積極的に役割を果たすことが望まれる。

●こうした社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている。こうした状況の中で、子どもの心身の健やかな発達をさまたげ、ひいては生命をも脅かす児童虐待に至るケースも後を絶たない状況。

●さらに、少子化により、子どもや兄弟姉妹の数が減少し、乳幼児期に異年齢の中で育つという機会も減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容。

●以上のような子どもの育ちや子育てを巡る環境にかんがみれば、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、そしてまた、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要。こうした取り組みを通じて、すべての子どもの健やかな育ちを実現。

## ○子どもの育ちに関する理念

●人は生まれながらにして、自然に成長していく力と同時に、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力をもっている。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮していく環境とかかわり合う中で、生活に必要な能力や態度などを獲得していく過程。

●乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期。

●乳児期は、一般に、身近にいる特定の大人（実親のほか、里親等の実親以外の養育者）との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期である。子どもが示す様々な行動や要求に、身近な大人が応答的かつ積極的に応えることで、子どもの中に、人に対する基本的信頼感が芽生え、情緒の安定が図られる。こうした情緒の安定を基盤に、心身の発達が促されるなど、人として生きていく土台が、この時期に作られる。

●3歳未満の幼児期は、一般に、基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物とのかかわりを広げ、行動範囲を拡大させていく。自我が育ち、強く自己主張することも多くなるが、大人が、こうした姿を積極的に受け止めることで、子どもは自分に自信を持つ。自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在によって、子どもは時間をかけて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直すようになる。安心感、安定感を得ることで、子どもは、身近な環境に自ら働きかけ、好きな遊びに熱中したり、やりたいことを繰り返し行うなど、自発的に活動するようになる。こうした自発的な活動が、主体的に生きていく基盤となる。また、特定の大人への安心感を基盤として、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて、徐々に社会性を身に付けていく。

●3歳以上の幼児期は、一般に、遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎になる時期。また、ものや人とかかわりにおける自己表出を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽生えるとともに、人とかわる力や他人の存在に気付くなど、自己を取り巻く社会への感覚を養い、人間関係の面でも、日々急速に成長する時期。したがって、この時期における育ちが、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものとなる。

●こうした乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者のかかわりや、

質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。

●また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期。この時期は、自立意識や他者理解などの社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要。

●以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれる環境を整備することが社会全体の責任。

## ○子育てに関する理念と子育て支援の意義

●子ども・子育て支援法をはじめとする関係法律においても明記されているとおり、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、前述の子ども・子育てを巡る環境を踏まえ、子育て支援は進められるべき。

●子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営み。

●したがって、子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が、子育てについての責任を果たせるように、そしてまた子育ての権利を享受できるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら、子どもと向き合える環境を整え、「親としての成長」を支援し、子育て、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。

●そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。

●なお、保護者が「子育てについての第一義的な責任を有する」ということは、「子どもの最善の利益」の観点から、虐待などを理由として親子を分離し、実親以外の者が養育者となって子育てを担うことを妨げるものではない。

●上記のような子育て支援の意義についての理解の下、それぞれの子どもや子育て家庭の置かれた状況、地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。

●子どもの育ちを支援する従事者の具体的な関わりにおいては、3歳未満の乳幼児では、その発達の特徴を踏まえ、安心できる人的及び物的環境の下で、子どもの生命の保持と情緒の安定を図るための援助や関わりが重要。この時期の保育においては、疾病の発生が多いことから、一人ひとりの発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うことが必要。また、一人ひとりの子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育者が応答的に関わるように努めることが必要。保育においては、子どもが探索活動を十分経験できるよう、事故防止に努めながら、活動しやすい

環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れることが必要。また、子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育者が仲立ちとなって、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくことが求められる。

●3歳以上の幼児期は、知的・感情的な面でも、また人間関係の面でも、日々急速に成長する時期でもあり、この時期の教育の役割は極めて重要。また、少子化の進行により子どもや兄弟姉妹の数が減少する中で、子どもの健やかな育ちにとって同年齢や異年齢の幼児に主体的にかかわる機会の確保が必要。集団の生活を通して、幼児が人とかかわりを深め、規範意識の芽生えが培われるとともに、異年齢交流は、年下への思いやりや責任感、年上への憧れと成長の意欲を生むもの。保護者は、一人ひとりの幼児に対する理解に基づき、環境を計画的に構成し、幼児の主体的な活動（遊び）を援助していくことが求められる。また、幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても十分配慮すべき。

●また、保育を必要とする子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭、子どもを対象に、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実が必要。その支援にあたっては、切れ目のない支援を行っていくこと、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等の保護者の学びの支援を行うこと、安全・安心な活動場所など、子どもの健全な発達のための環境を整えること、地域の人材を生かしていくことが重要。

●すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような発達段階に応じた質の高い教育・保育、子育て支援が提供されることが重要。質の高い教育・保育、子育て支援を提供するためには、子どもの育ちを支援する従事者（幼稚園教諭・保育士など）の専門性や経験が極めて重要であり、研修その他により、その専門性の向上を図ることが必要。また、施設設備などの良質な環境の確保が必要。



## ○社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

●社会のあらゆる分野における全ての構成員が、「父母その他の保護者が子育てについての責任を果たしつつ、すべての子どもの健やかな成長を実現する」という社会全体の目的を共有して、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めつつ、それぞれの役割を果たすことが必要。

●子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援給付および地域子ども・子育て支援事業については、基礎自治体である市町村が、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、前述の子どもの育ちの理念、子育てに関する理念、子育て支援の意義を踏まえ、「子どもの最善の利益」の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取り組みを関係者と連携しつつ進める。国、都道府県は、市町村の取り組みを重層的に支える。

●事業主においては、男女共に子育て中の労働者が子育てに向き合えるよう、長時間労働の是正、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援などの、「労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）」が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められる。

●子育ては、家庭の中だけではなく、地域の中で男女共に保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参加していこうという保護者の意識も重要。PTA活動や保護者会活動をはじめ家庭・地域・施設など子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもが育まれることが必要。とりわけ、教育・保育施設においては、地域における子育て支援の中核的な役割を担うことが期待される。また、施設が地域に開かれ、地域とともにあること、保護者や地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子ども達の健やかな育ちにとって重要。

●地域、社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、子育てに不安や負担でなく喜びや生きがいを感じられる社会、未来の社会を創り担う存在であるすべての子どもたちが大事にされ、健やかに成長できる「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。